



# YELL・Spirits エール・スピリッツ

2010年6月号

## Contents

発行 : 社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email : info@sr-yell.com



代表より      ビジネスガイド(日本法令)「労務相談室」連載執筆      新卒者体験雇用奨励金が拡充されました  
4月30日から年金の「遅延加算法」が施行されました      未払賃金立替払事業の実施状況について  
手続きをご依頼いただいている企業様へ      労務相談室      最低賃金 1000 円大幅先送り      スタッフコラム

鎌倉です。

毎朝、厚生労働省のメルマガに目を通すのですが、その中に、最近、【 **厚労省からのお知らせ：厚労省では 難しい情報をわかりやすく伝える人を募集しています！** 】という案内がありました。難しい法律をそのまま伝えるのは簡単ですが、かみ砕いて分かり易くするのはひとつの技能です。

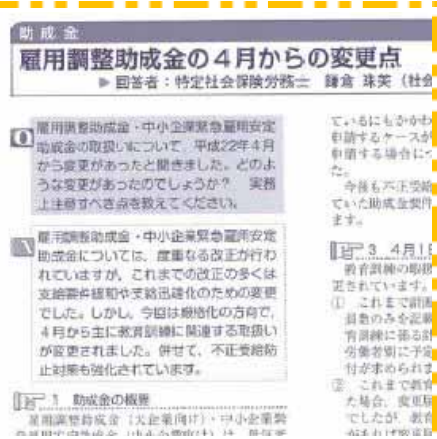
社労士の仕事にも欠かせないこの技能、弊社でも採用基準の参考にしようと思い、厚労省の応募基準をのぞいてみると「新聞記者等3年以上の経験者に限る・論文試験あり」と書かれていました。(この採用基準ではハードルが高く、うちでは応募がないですね・・・)

今、ビジネス書でもわかりやすさ、親しみやすさを売りにしてマンガ、アニメを取り入れたり、図解・フローチャート形式の書籍が増えていますよね。

「何を残し、何を省くか？」わかりやすくするには、理解し本質をつかんでいることが前提なので、ベテランは自然にできても新人には難しく、訓練がいります。

「どうしたらわかりやすいか?」「何が求められているか?」常に相手の立場にたって考え、提供する習慣を身につけなければなりません。

この月報も、弊社のスタッフ全員が持ち回りで作成しており、そんな訓練のひとつにもなっています。全員で取り組むようになって、今月号で4年目に入ります。いつもお読み頂き心より感謝申し上げます。一層、皆様のお役に立てますよう努力して参りますので今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



鎌倉が人事・労務の専門誌「ビジネスガイド」(日本法令)の労務相談コーナー6月号の回答者として登場。今月のテーマは「雇用調整助成金、4月からの変更点」。関心をお持ちの企業様はご一報下さい。執筆記事をご案内致します。

# 新卒者体験雇用奨励金が拡充！

景気悪化の影響を受けた新卒未就業者への雇用対策として、平成22年6月7日から、新卒者体験雇用の期間および支給額が拡充されます！ **(トライアル雇用の新卒者版です。H22年度限定の助成金！)**

## 【雇い入れに関する支給要件】

- 対象労働者を雇い入れる前に予め『**体験雇用求人票**』をハローワークに提出している事業主であること
- 対象労働者( )を公共職業安定所の紹介により雇用すること
- 対象労働者を雇用保険一般被保険者(週30時間以上労働)として雇用すること

	拡充前	拡充後(H22.6.7~)
対象労働者 ( )	下記のいずれにも該当する方 平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した方で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の方 ハローワークに求職登録を行い、就職活動中の方	
体験雇用期間	1ヶ月(31日間)	1ヶ月~ <b>最大3ヶ月間</b>
支給額	月額8万円	<b>最大16万円</b> (最初の1ヶ月は月額8万円、その後は月額4万円ずつ)

## 受給イメージ

平成22年3月末に卒業した大学生を7月1日より体験雇用を3ヶ月実施し、10月1日より正規雇用した場合



詳細な受給手続きについては、メールまでお問い合わせください。

# 4月30日から年金の「遅延加算金法」が施行されました

年金の記録ミスの問題で、実際の年金より額が少なくなっていたり、年金をもらえなくなっていた方には、年金の消滅時効である5年よりもさかのぼって年金が支払われるようになっていきます。

今年4月30日からは、「5年以上前」の年金が支払われることになった方には、物価上昇相当分として「遅延加算金」を本来の年金額にプラスして支払う、ということになりました。

すでに年金記録の修正が行われ、以前より多い年金をもらうようになっている方は、「遅延加算金」を請求する必要があります。社員のご家族にも該当者がいらっしゃるかもしれませんので、この内容を社員にお知らせ下さい。

## 遅延加算金の対象者

対象者	請求手続き
平成21年4月30日(遅延加算金法の公布日の前日)以前に時効特例給付が支給された方	<b>必要</b> (平成22年4月30日から5年以内に請求する必要があります)
平成21年5月1日(遅延加算金法の公布日)以降に時効特例給付が支給された方、または、これから支給される方	<b>不要</b> (年金事務所にて自動的に手続きが行われます)

一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金の対象となります

## 遅延加算金の額

年金記録の回復により支払われた年金(時効特例給付)の物価上昇相当分が遅延加算金の額となります。具体的な額は、時効特例給付の額や年金の受給を開始された年などによって異なります。

## 請求が必要な方の手続き

厚生労働省では、できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、遅延加算金の額を含め、あらかじめ必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件を満たす方に順次発送することにしています。

ダイレクトメールを待たず、今すぐに請求することもできます。

その場合には、最寄りの年金事務所に相談したうえで、必要な書類(請求書、年金証書、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの等)を提出(または郵送)してください。

請求手続から支給までは3か月程度が予定されています

# 未払賃金立替払額は前年度比34.5%増！ ～平成21年度の未払賃金の立替払総額は約334億円～

未払賃金の立替払制度は、企業の倒産に伴い、賃金が支払われないまま退職せざるをえなかった労働者に対して、未払賃金の一部を国が事業主に代わって立替払する制度で、（独）労働者健康福祉機構が業務を行っています。立替払いの財源は、労働保険料の一部が使われています。平成21年度にこの制度を利用した企業数は4,357件（対前年度比19.7%増加）、支給者数は67,774人（対前年度比24.5%増加）、立替払額は約334億（対前年度比34.5%増加）となっています。この結果は、企業数および支給者数が制度発足（昭和51年）以来過去2番目に、立替払額は制度発足以来過去3番目に多い額という結果（企業数、支給者数および立替払額が最も多いのは平成14年度）になりました。なお、企業規模別の立替払状況を見ると、30人未満の企業が全体の85%を占めており、リーマン・ショック後の急激な景気悪化で中小零細企業の倒産が非常に多かったことがわかります。

## 立替払を受けることができる要件は？

会社に係る要件	労働者に係る要件
労災保険の適用事業主で、かつ1年以上、事業を行っていたこと 法律上の倒産又は事実上倒産したこと	破産開始の申立が行われた日の6か月前から2年間に退職していること。破産手続き開始決定から2年以内に立替払請求すること。 未払賃金があること （法律上倒産の場合は、破産管財人の証明が必要。2万円未満の場合は立替払を受けられません。）

## 立替払の対象となる未払賃金は？

対 象	対 象 外
退職日の6か月前の日から立替払請求の日の前日までの間に支払日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」で未払いのもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>賞与その他臨時的に支払われる賃金</li> <li>解雇予告手当</li> <li>賃金に係る遅延利息</li> <li>慰労金や祝金名目の恩恵的又は福利厚生上の給付</li> <li>実費弁償としての旅費 など</li> </ul>

## 立替払される額は？

立替額	退職時の年齢によって上限があります		
	退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払上限額
未払賃金総額の 8割	45歳以上	370万円	296万円
	30歳以上 45歳未満	220万円	176万円
	30歳未満	110万円	88万円

# 手続きをご依頼頂いている企業様へ

## 【メールからの重要なお願い】

6月上旬に下記の書類が送付されます。お手元に届きましたら弊社までご送付下さい。

・**労働局より「労働保険料申告書」**(労働保険事務組合に委託している企業様以外)  
労働保険料申告書の右下に、複写上2枚とも代表印を押印下さい。

・**年金事務所より「算定基礎届」・「算定基礎届総括表」**

社会保険算定基礎届の用紙下部に会社ゴム印・代表印を押印下さい。

社会保険算定基礎届総括表の用紙下部に会社ゴム印を押印下さい。

**4月・5月・6月支給分の賃金台帳を弊社までご送付下さい。**

(メール・FAXでも結構です。)

**昇給・降給・賃金体系の変更等がある場合には、必ず弊社までご連絡下さい。**

・日給 月給、月給 時給など

・役員報酬の変更 ・ 諸手当(通勤手当も含まれます)の金額の変更

**賞与支給の有無、支給日、支給額が決定しましたらご連絡下さい。**

**社会保険手続きのご依頼を頂いている企業様については、**

**「被扶養者状況リスト」の確認が終わりましたらそのリストをFAX等にてご連絡下さい。**

扶養の異動がある場合には併せてご一報下さい。



yeil

## 労務相談室

【今月のテーマ】

入社前の研修について

Q

当社では、入社前に業務内容・業務知識を理解してもらうために研修を行っていますが、この研修の日については、賃金を支払わなくてもいいのでしょうか？

A

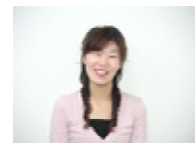
企業によっては、入社前に会社に来てもらい、実際の業務を見学させたり体験させたりする場合があります。この時に、その研修が業務を行う上での必要な教育を行う場合や、その研修を会社が強制参加としている場合には、労務の提供がされているとして賃金の支払い義務が発生します。その場合の賃金については、入社後の賃金と必ずしも同一である必要はなく、時給や日給でもかまいませんが、あらかじめ実施する前に取り決めておくべきでしょう。ただし、あくまでも労務の提供の対価のため、最低賃金を下回ることにはできませんので注意してください。

# 最低賃金平均1000円大幅見送り

政府は企業が従業員に支払う義務を負う最低賃金について、景気状況に配慮しつつ 2020 年までに全国平均で時給 1000 円を目指すとの目標を策定し、実現時期を大幅に先送りする方針を固めた。都道府県ごとに異なる最低賃金の下限を早期に 800 円に引き上げることも明記する。民主党は昨年衆議院マニフェスト（政権公約）で全国平均で 1000 円を目指すとの目標を打ち出していたが、企業収益への影響などに配慮して現実路線に転換する。（H22.5.28 日経）

同日の日経には、上海ではこの6年間で最低賃金が2倍になったとの記事がありました。対照的な記事として読みました。（T.K）

今月のコラムは、  
佐藤文が  
担当します。



## スタッフコラム

佐藤です。

来年のNHK大河ドラマが『江～姫たちの戦国～』に決定しましたね。大河ドラマとしてはかなり話題になった『篤姫』と同じ脚本家、女性が主人公ということで、今から楽しみです

思い起こすと、子供の頃から好きなドラマは『おんな風林火山』（武田信玄の娘たちの話でした。）、年末の楽しみは特番の時代劇（『白虎隊』『五稜郭』など）だったという、年季の入った歴女ですが、「歴史上の人物でもっとも興味があるのは？」と聞かれたら、飛鳥時代の女帝『持統天皇』を挙げます。

持統天皇は、大化の改新を行った天智天皇の娘、壬申の乱の勝者天武天皇の妻ですが、「何をした人か？」という、それほど大きな功績のある人ではありません。ただ、ほとんどの女帝が形式上であった中、自らの意思で国を動かす、その後の歴史の流れをつくる『時計をつくった』人だったと思うのです。

「時を告げるのではなく、時計をつくる」

『ビジョナリー・カンパニー』という本に、企業が時代を超えて繁栄していくために必要なのは、太陽や星を見て、いつでも正確な日時を言えるような特別な才能を持った人（＝すばらしいアイデアやビジョンを持ったカリスマ的指導者）ではなくて、時を刻む時計をつくることであるとありました。

天智天皇、天武天皇は大きな力をもったまさにカリスマ的指導者です。その後を継いだ持統天皇は夫の理想とした国を完成させ、孫へ皇位を継承するため、法律をつくり、都をつくり、国の整備をするという時計づくりをしました。そこに、夫ともにつくった国を自分の子孫に残したいという女帝ならではの強い意志を感じるころが興味をもったきっかけだったような気がします。

企業にとっての「時計づくり」。それは、経営者の理念を会社全体に浸透させ、経営者が変わっても、企業として揺るがないものをつくりあげること。私たちがサポートさせていただく就業規則の作成や、人事制度設計、賃金設計もその根底には、経営者の「こういう会社になりたい。だから、社員にはこういう人材となって欲しい」という思いが必要です。労使トラブルが頻発している時代だからこそ、社員のめざすべき・あるべき姿を明確にすることが重要となっている気がします。